

## 質疑応答書

令和6年3月7日

旭川市長 今津 寛介  
(総務部職員厚生課担当)

次の業務に係る公募型プロポーザルについて質問があったので回答する。

件名・業務名

人事給与・庶務事務システム一式の賃貸借及び人事給与・庶務事務システム運用管理支援業務

質疑事項	回答事項
<p>1. 仕様書 5.2 記載事項 「本調達の作業により作成する成果物に関し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条, 第 23 条, 第 26 条の 3, 第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権を本市に譲渡し、」と規定されている。(仕様書 5.2) 本内容について、成果物のうち当社または第三者が著作権を保有するものがある場合は、当該既存著作物の著作権は留保される理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>1 人事給与・庶務事務システム運用管理支援業務仕様書 5. 2 「知的財産権の帰属等」について、成果物に第三者が著作権を有する著作物が含まれている場合は、当該第三者に留保されます。 成果物に受託者が著作権を有する著作物が含まれている場合は、本市が自己利用するために複製、翻案することを個別の許諾なしにできることとするのであれば、当該著作物の著作権は受託者に留保することとします。</p>
<p>2. 仕様書 11.1 記載事項 「パッケージソフトウェアを利用してシステムの設計・開発を行った場合における本市独自に開発した箇所についての知的財産権は、著作者人格権を除き、本市に移転するものとする。」と規定されている。(仕様書 11.1) 本内容について、旭川市様が有する権利は、システム一式の使用権となるため、知</p>	<p>2 人事給与・庶務事務システム一式の賃貸借仕様書 11. 1 「知的財産権の帰属等」について、パッケージソフトウェアのうち本市独自に開発した箇所の知的財産権については、受託者に帰属することとし、本市が使用する上で必要な範囲で利用の許諾を受けることとします。</p>

的財産権については、従前から権利を保有する者に帰属し、市には、対象物件を使用する上で必要な範囲で、利用権を許諾する形となります点をご了承願います。

質問年月日 令和6年 3月 4日